

第2期山陽小野田市子ども・子育て支援事業計画の構成(骨子)案

第2期構成イメージ		第1期構成	
第I部 序論		第I部 序論	
1 計画策定の趣旨		1 計画策定の趣旨	
2 計画の概要		2 計画の概要	
3 山陽小野田市の子ども・子育てを取り巻く状況		3 山陽小野田市の子ども・子育てを取り巻く状況	
4 第1期計画の取組状況		4 山陽小野田市次世代育成支援行動計画の総括	
5 山陽小野田市の子ども・子育て支援の課題		5 山陽小野田市の子ども・子育て支援の課題	
第II部 子ども・子育て支援の基本的考え方		第II部 子ども・子育て支援の基本的考え方	
1 基本理念		1 基本理念	
2 基本目標と主要施策の方向		2 基本目標と主要施策の方向	
第III部 事業計画		第III部 事業計画	
1 教育・保育提供区域等の設定		1 教育・保育提供区域等の設定	
2 教育・保育提供体制の充実		2 教育・保育提供体制の充実	
3 地域子ども・子育て支援事業の充実		3 地域子ども・子育て支援事業の充実	
第IV部 基本目標と主要施策の取組み			
1 安心して子どもを産み育てられる環境づくり(案)		4 安心して子育てに取り組める支援体制づくり	
2 子どもたちの豊かな心と健やかな成長を育む(案)		5 安心して出産、子育てができる保健環境づくり	
3 子どもたちの未来を地域で支える(案)		6 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実	
		7 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進	
		8 安全・安心な子育て環境の充実	
		9 青少年の健全育成の充実	
第V部 計画の推進体制		第IV部 計画の推進体制	
1 家庭・地域・事業者・行政の役割		1 家庭・地域・事業者・行政の役割	
2 関係機関等との連携		2 関係機関等との連携	
3 計画の達成状況の点検・評価		3 計画の達成状況の点検・評価	

第 I 部 序論

計画構成イメージ	主な記載内容
1 計画策定の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て関連 3 法が制定された背景 ・計画の位置付け <ul style="list-style-type: none"> (1) 子ども・子育て支援法第 6 1 条第 1 項に基づく計画 (2) 母子保健の国民運動である「健やか親子 2 1」の趣旨を踏まえる。 (3) 山陽小野田市総合計画を上位計画とし、関連する各分野の計画と連携・整合を図る。
2 計画の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の期間 令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 か年とする。 ・計画の対象 生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの子ども・青少年とその家庭とする。
3 山陽小野田市の子ども・子育てを取り巻く状況	<ul style="list-style-type: none"> ・人口・世帯の状況 人口・世帯数の推移から少子化、核家族化の状況等を整理 ・ニーズ調査結果の概要 子ども・子育て支援に関するニーズ調査の集計結果・分析を記載
4 第 1 期計画の取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育施設の状況 幼稚園、保育所等の提供量・申込数の推移を示す。 ・地域子ども・子育て支援事業の状況 地域子ども・子育て支援事業の実施状況を示す。 ・第 1 期山陽小野田市子ども・子育て支援事業計画の実施状況を示す。

5 山陽小野田市の子ども・子育て支援の課題	3、4の結果から本市の現状と課題を浮かび上げ、主要課題を整理する。
-----------------------	-----------------------------------

第Ⅱ部 子ども・子育て支援の基本的考え方

計画構成イメージ	主な記載内容
1 基本理念	<p>子どもの生きる力を育み、子育て家庭の親たちがしつかりと子どもと向き合っ、安心して喜びながら子育てができるよう、地域社会全体で支えられるまちづくりを目指していくという思いから、</p> <p>基本理念</p> <p>「共に支え合い 子育てをする喜びと 子どもの笑顔が輝くまち 山陽小野田」</p> <p>キャッチフレーズ</p> <p>「子育て いいね！ スマイルシティさんようお のだ ～産んで安心 育てて安心～」</p> <p>基本的な視点</p> <p>抽出した課題から検討</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 子育て家庭を支える視点（案） 2 子どもの視点（案） 3 地域社会で子どもと子育てを支援する視点（案） <p>*参考（第1期）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 未来につながる、創造する子どもたちを育む 2 子どもたちの豊かな個性と希望を引き出す 3 地域の見守りと支援で広がる子どもたちの未来
2 基本目標と主要施策の方向	<p>基本的な視点を踏まえ検討</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 安心して子どもを産み育てられる環境づくり（案） 2 子どもたちの豊かな心と健やかな成長を育む

	<p>(案)</p> <p>3 子どもたちの未来を地域で支える (案)</p> <p>*参考 (第1期)</p> <p>1 子育て世代への地域支援の充実</p> <p>2 安心して子育てに取り組める環境づくり</p> <p>3 子どもの健全育成につながる教育環境の整備</p> <p>4 専門的な支援を必要とする子どもへの充実した支援</p> <p>5 育児と仕事の両立に対する支援</p> <p>6 安全・安心なまちづくりの推進</p>
--	---

第Ⅲ部 事業計画

計画構成イメージ	主な記載内容
1 教育・保育提供区域等の設定 必須	量の見込みや確保方策を設定する単位として、教育・保育提供単位を設定する。
2 教育・保育提供体制の充実	<p>1 教育・保育提供体制の充実 必須</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育提供区域ごとに「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」を定める。 ・教育・保育提供区域ごとに設定した量の見込みに対応した「提供体制の確保の内容及び実施時期」を定める。 <p>2 教育・保育施設の一体的提供の推進 必須</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園の設置数、設置時期、普及に係る考え方等 <p>3 教育・保育の質の向上 必須</p> <ul style="list-style-type: none"> ・質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割 ・小学校教育との円滑な接続 ・0～2歳に係る取組と3～5歳に係る取組の連携

	<p>4 産休後及び産休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるための取組
<p>3 地域子ども・子育て支援事業の充実</p> <p>必須</p>	<p>1 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育提供区域ごとに「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定める。 ・教育・保育提供区域ごとに設定した量の見込みに対応した「事業ごとの確保の内容及び実施時期」を定める。 <p>【地域子ども・子育て支援事業（法定13事業）】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 利用者支援事業 (2) 地域子育て支援拠点事業 (3) 妊婦健康診査 (4) 乳児家庭全戸訪問事業 (5) 養育支援訪問事業 (6) 子育て短期支援事業 (7) ファミリーサポートセンター事業（子育て援助活動支援事業） (8) 一時預かり事業 (9) 延長保育事業 (10) 病児保育事業 (11) 放課後児童クラブ事業（放課後児童健全育成事業） (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

第IV部 基本目標と主要施策の取組み

計画構成イメージ	主な記載内容
基本目標ごとに整理 1 安心して子どもを産み育てられる環境づくり(案)	主要施策の下に個別施策を設定 (1) 働く子育て家庭の支援 (2) 子育ての不安と負担の軽減 (3) 母子保健サービスの充実
2 子どもたちの豊かな心と健やかな成長を育む(案)	(1) 学校教育・社会教育の推進 (2) 配慮が必要な子どもと家庭の支援
3 子どもたちの未来を地域で支える(案)	(1) 地域社会での子育て支援 (2) 次世代の学校・地域創生の推進

第V部 計画の推進体制

計画構成イメージ	主な記載内容
1 家庭・地域・事業者・行政の役割	社会のあらゆる分野における人々が、全ての子どもの健やかな成長を実現するという社会全体の目的を共有し、各々の役割を果たすべきであることを記載
2 関係機関等との連携	庁内関係部局や近隣市町、県、教育・保育施設等との連携・協働により取り組んでいくことを記載
3 計画の達成状況の点検・評価	個別事業の進捗状況及び計画全体の成果について、点検・評価し、結果の公表及びこれらを施策の改善等につなげていくことを記載